

令和 2 年 9 月 定例会

河合町議会会議録

令和 2 年 9 月 4 日 開会

河合町議会

令和2年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（9月4日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○欠席説明員	5
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○町長のあいさつ	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○付議事件の一括提案理由の説明	8
○議案第51号の質疑、討論、採決	16
○同意第16号の質疑、討論、採決	18
○同意第17号の質疑、討論、採決	20
○議員発議第10号の上程、説明、討論、採決	21
○議案第42号から議案第50号、議案第52号から議案第55号の委員会付託	23
○認定第1号から認定第8号の委員会付託	23
○散会の宣告	25
○署名議員	25

河合町告示第34号

令和2年第3回（9月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年8月28日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和2年9月4日

2 場 所 河合町議会議場

令和 2 年 9 月 4 日（金曜日）

（第 1 号）

令和2年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年9月4日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第51号 河合町手数料条例の一部改正について
- 日程第 4 同意第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 同意第17号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議員発議第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第 7 議案第42号 令和2年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第43号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算につ
いて
- 日程第 9 議案第44号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算に
ついて
- 日程第10 議案第45号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算
について
- 日程第11 議案第46号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第47号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算につ
いて
- 日程第13 議案第48号 河合町手話言語条例の制定について
- 日程第14 議案第49号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 河合町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第52号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第53号 河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第54号 河合町介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第55号 財産の取得について
- 日程第20 認定第1号 令和元年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第21 認定第2号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（別冊）
- 日程第22 認定第3号 令和元年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決
算認定について（別冊）
- 日程第23 認定第4号 令和元年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（別冊）

- 日程第24 認定第5号 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定について（別冊）
- 日程第25 認定第6号 令和元年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（別冊）
- 日程第26 認定第7号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認
定について（別冊）
- 日程第27 認定第8号 令和元年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 森 光 祐 介 | 2番 常 盤 繁 範 |
| 3番 梅 野 美智代 | 4番 佐 藤 利 治 |
| 5番 中 山 義 英 | 6番 坂 本 博 道 |
| 7番 長谷川 伸 一 | 8番 杵 本 光 清 |
| 9番 大 西 孝 幸 | 10番 馬 場 千恵子 |
| 11番 岡 田 康 則 | 12番 西 村 潔 |
| 13番 谷 本 昌 弘 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 町 長 清 原 和 人 | 副 町 長 田 中 敏 彦 |
| 教 育 長 竹 林 信 也 | 総 務 部 参 事 横 山 泰 典 |
| 企 画 部 長 福 井 敏 夫 | 総 務 部 長 澤 井 昭 仁 |
| 福 祉 部 長 浮 島 龍 幸 | 住 民 生 活 部 長 門 口 光 男 |
| ま ち づ ぐ り
推 進 部 長 堀 内 伸 浩 | 教 育 部 長 上 村 欣 也 |

企画部次長 森嶋雅也

総務部次長 上村卓也

福祉部次長 中野雅史

総務課長 小野雄一郎

教育総務課長 中尾勝人

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長 佐藤桂三

局長補佐 高根亜紀

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。本日、告示第34号をもって令和2年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第3回定例会は成立しましたので開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） おはようございます。

本日、令和2年第3回9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

本日は議案第42号から議案第54号までの13案、認定第1号から認定第8号までの8認定、同意第16号と第17号の2同意、合計23案件及び追加議案第55号を提出させていただいております。後ほど議案説明を致します。皆様がたには慎重審議いただきまして、ご決定を賜りますことをお願い申し上げまして招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、3番、梅野美智代、4番、佐藤利治議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2 会期の決定を議題とします。

8月28日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、常盤繁範議会運営委員長より会期等について報告願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤委員長。

○2番（常盤繁範） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。さる8月28日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日9月4日より9月25日までの22日間といたします。

次に会期日程でございますが、本日4日が本会議。

一般質問は8日と9日、午前10時から。

厚生常任委員会は、11日、午前10時から。

総務常任委員会は、14日、午前10時から。

経済建設常任委員会は、14日、午後1時30分から。

常任委員会予備日は、15日、午前10時からです。

決算審査特別委員会は、16日から18日までの3日間、全て10時から行います。

決算審査特別委員会予備日は19日、土曜日10時からです。

本会議最終日は25日、午前10時から行います。

本日の議事日程につきましては、議案第51号の1議案、同意第16号と第17号の2同意、議員発議第10号の1発議を本日一括上程し逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日4日より25日までの22日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長(杵本光清) それでは理事者より議案第42号から議案第55号までの14議案、認定第1号から第8号までの8認定、同意第16号から17号の2同意について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(田中敏彦) はい、議長。

○議長(杵本光清) はい、田中副町長。

(副町長 田中敏彦 登壇)

○副町長(田中敏彦) あらためまして、おはようございます。それでは、本定例会に提出致しました、議案第42号から議案第54号までの13議案、認定第1号から認定第8号までの8認定、同意第16号と第17号の2同意、合計23案件、及び、本日、追加議案として提出致しました議案第55号につきまして、順次ご説明を致します。

議案第42号 令和2年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,945万3,000円を追加し、予算総額を86億9,232万円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては3ページをお願いします。

8.臨時財政対策債及び9.保健センター整備事業債につきまして、その限度額を表の通りに変更して定めるものでございます。

それでは歳出から順にご説明を致します。14ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費で、8,814万6,000円の増額となっております。今回は歳入超過の補正になっておりますので、歳入から歳出を差し引いた額を財源調整として計上しております。

款3民生費、項2児童福祉費では230万円の増額となっております。これにつきましては、目1児童福祉総務費で、未熟児養育医療給付費で30万円の増額、目2児童福祉施設費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業として町内私立保育園への補助金に100万円、目6

こども園費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消耗品費として100万円となっております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目7保健センター運営費で、670万円の増額となっております。これは、老朽化に伴う漏水対策などの改修費でございます。16ページをお願いします。

款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費で、230万7,000円の増額となっております。これは、退職消防団員の増加による退職報奨金でございます。

次に、歳入についてご説明致します。8ページをお願いします。

款11地方交付税、項1地方交付税7,451万2,000円の増額となっております。これは、本年度の普通交付税額の決定に伴うものでございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金では、未熟児養育医療費自己負担金で4万円の増額。

款15国庫支出金、項1国庫負担金では、未熟児養育医療費負担金で13万円の増額。

同じく、項2国庫補助金では、保育対策総合支援事業費補助金で100万円の増額。

款16県支出金、項1県負担金では、未熟児養育医療費負担金で6万5,000円の増額。

10ページをお願いします。同じく項2県補助金では、家庭支援推進保育事業交付金で100万円の増額。

款19繰入金、項1基金繰入金では、財政調整基金繰入金で241万3,000千円の減額。

同じく、項2特別会計繰入金では、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金で、23万4,000円の増額。

款20繰越金、項1繰越金では、令和元年度決算に伴います前年度繰越金で943万7,000円の増額。

款21諸収入、項4雑入では、消防団員等公務災害及び退職報奨金受入金で162万4,000千円の増額となっております。12ページをお願いします。

款22町債、項1町債では、保健センター整備事業債で670万円の増額、臨時財政対策債の決定に伴い712万4,000円の増額。

以上、歳入歳出9,945万3,000円の増額補正となっております。

議案第43号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましてですが、歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳入予算同士の変更でございます。

それでは、歳入についてご説明致します。4ページをお願いします。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税で、3,014万円の増額。

款6 繰入金、項2 基金繰入金で、4,513万1,000円の減額。

款7 繰越金、項1 繰越金で、令和元年度決算に伴う前年度繰越金で1,499万1,000円の増額以上、歳入歳出予算総額に変更のない補正となっております。

議案第44号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ23万4,000円を追加しまして、予算総額を313万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和元年度決算は23万4,000円の黒字となったことから、当該黒字額を一般会計に繰り出すものでございます。6ページには前年度繰越金を、8ページには一般会計繰出金をそれぞれ23万4,000円増額するものが記載されてございます。

議案第45号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算総額に増減はなく、令和元年度決算に伴いまして歳入予算の振替を行うものでございます。

議案第46号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ6,220万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を20億1,874万8,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8ページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費では、歳出予算に増減はなく、財源の振替となっております。

款5 積立金、項1 基金積立金では、介護給付費準備基金積立金で5,654万7,000円の増額となっております。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金では、令和元年度の国庫支出金及び県支出金の精算に伴う償還金で565万5,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明致します。6ページをお願いします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金で82万8,000円の増額。

款6 県支出金、項1 県負担金で37万6,000円の増額。

款8 繰越金、項1 繰越金で6,099万8,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出 6,220 万 2,000 円の増額補正となっております。

議案第 47 号 令和 2 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 119 万 7,000 円を追加し、予算総額を 3 億 9,719 万 7,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8 ページをお願いします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金では 119 万 7,000 円の増額で、令和元年度分に係る被保険者からの保険料の未払い分を、負担金として広域連合に納付するものです。

次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお願いします。

款 5 繰越金、項 1 繰越金で 119 万 7,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 119 万 7,000 円の増額補正となっております。

議案第 48 号 河合町手話言語条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び手話への理解の輪を広げることにより、障害の有無にかかわらずともに安心して暮らし、尊重しあうことができる共生社会の実現を目指すため、必要な事項を定めるものでございます。

この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 49 号 河合町税条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和 2 年 3 月 31 日並びに令和 2 年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、河合町税条例の一部を改正するものでございます。

第 24 条、第 34 条の 2 の改正につきましては、地方税法において、「ひとり親」が新たに定義されたことに伴いまして、個人町民税における税制上の措置として「ひとり親控除」を創設するとともに、非課税措置の対象とするものでございます。

附則第 17 条、附則第 17 条の 2 の改正につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設に伴い、個人町民税の課税の特例を規定するものでございます。

附則第 25 条につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術、スポーツイベントを中止した主催者に対しまして、観客等が入場料金等の払い戻し請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について個人町民税の寄附金控除の適用を行うものでございます。

また、附則第 26 条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって、住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居した場合と同様の住宅ローン控除を受けられるよう適用要件を弾力化するものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

ただし、一部の規定につきましては、附則第 1 条各号に定める期日から施行するものでございます。

議案第 50 号 河合町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設に伴い、国民健康保険税の計算に用いる所得について、当該特別控除を適用した保険税を求めるため、所定の改正をおこなうものです。

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する予定でございます。

議案第 51 号 河合町手数料条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令」により、省令の名称が改正されたため、条例の引用箇所を改正後の省令名に改めるものです。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第 52 号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、「子ども・子育て支援法」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等」が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第 53 号 河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」を受けて、延滞金について所用の改正を行うものでございます。

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 54 号 河合町介護保険条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」を受けてまして、延滞金について所用の改正を行うものでございます。

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号につきましては、令和元年度各会計の歳入歳出決算認定についてでございますが順次ご説明させていただきます。

認定第 1 号から認定第 7 号までの、一般会計並びに 6 特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、「地方自治法第 233 条第 3 項」の規定により、また、認定第 8 号、水道事業会計決算認定につきましては「地方公営企業法第 30 条第 4 項」の規定により、それぞれ監査委員の意見書を附して、議会の認定を求めるものでございます。

配布しております「令和元年度・主要な施策の成果」を基に説明させていただきます。

「主要な施策の成果」の 3 ページをお願いします。

最初に、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率について説明させていただきます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計決算収支、また、その他特別会計や水道会計を併せた連結ベースの収支のいずれも黒字決算であり、この 2 つの比率については「なし」ということになります。

次に、実質公債費比率は、20.8%で、前年度と比較して 0.3%微減となっています。

将来負担比率は、225.3%で、前年度と比較して 16.2%増加しています。主な増加要因は、こども園整備事業に伴う町債の借り入れでございます。

最後に、資金不足比率は、公営企業会計である水道事業会計と下水道事業会計につきまして、資金不足額は生じていないことから比率は「なし」となっております。

次に、「主要な施策の成果」の 13 ページをお願いします。

認定第 1 号 令和元年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

下段の表のとおり、歳入総額は 73 億 8,995 万 4,807 円となり、対前年度 3 億 159 万 7,741 円の増額、率で 4.3%の増となっております。

歳出総額につきましては、73 億 7,041 万 8,851 円で、対前年度 3 億 374 万 1,654 円の増額、率で 4.3%の増となっております。

歳出面では、普通建設事業費や補助費等、扶助費、物件費が増額、一方で、人件費や維持補修費、公債費については減少しております。

次に、歳入面では、交付金で減少となったものの、町税や地方交付税で増額となっております。

ます。

以上の結果、歳入歳出差引額から翌年度への繰り越し財源を除いた実質収支額は1,943万6,956円の黒字決算となっております。

なお、主要な施策の成果の15ページから84ページまでは、一般会計の主要な施策の成果を記載しておりますので、参照していただきたいと存じます。

「主要な施策の成果」の85ページをお願いします。

認定第2号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額20億9,713万3,042円、歳出総額20億8,214万2,233円、実質収支は1,499万809円の黒字決算となっております。

86ページ、87ページには保険税の収納状況、給付状況等を記載しておりますので参照していただきたいと存じます。

「主要な施策の成果」の89ページをお願いします。

認定第3号 令和元年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額389万8,321円、歳出総額366万3,718円で、差引実質収支は23万4,603円の黒字決算となっております。

「主要な施策の成果」の91ページをお願いします。

認定第4号 令和元年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額6億7,071万4,603円、歳出総額6億7,071万4,603円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支はゼロとなっております。

主な事業実績は92ページ以降に記載しておりますのでご参照下さい。

「主要な施策の成果」の95ページをお願いします。

認定第5号 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額210万円丁度。歳出総額ゼロ、差引実質収支は210万円の黒字決算となっております。

「主要な施策の成果」の97ページをお願いします。

認定第6号 令和元年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

保険事業勘定では、歳入総額 18 億 1,371 万 663 円、歳出総額 17 億 5,271 万 2,958 円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支は 6,099 万 7,705 円となっております。98 ページ以降に保険料の収納状況、給付状況等を記載してございますので参照をお願いします。

「主要な施策の成果」の 101 ページをお願いします。

認定第 7 号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額 3 億 7,335 万 4,867 円、歳出総額 3 億 7,215 万 7,867 円、差引実質収支は 119 万 7,000 円の黒字決算となっております。支出状況は 102 ページに記載しておりますのでご参照にしてください。

次に、認定第 8 号 令和元年度河合町水道事業会計決算認定についてでございます。

別冊で配布致しております「令和元年度 河合町水道事業会計決算書」の 1 ページをお開き下さい。「令和元年度河合町水道事業決算報告書」でございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額 5 億 8,273 万 9,003 円、支出総額 5 億 694 万 8,890 円、差引 7,579 万 113 円となっております。

次に、決算書の 3 ページをお願いします。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額 1 億 5,200 円丁度、支出総額 1 億 9,449 万 3,099 円、差引はマイナス 4,249 万 3,099 円となっております。

なお、12 ページ以降には、事業報告書、給水人口及び配水量などを記載しておりますので参照していただきたいと存じます。

同意第 16 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび、西田尚造（にしだ しょうぞう）氏を選任したいので、地方税法第 423 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、京都府木津川市相楽台（さがなかだい）6 丁目 19 番地 1。氏名、西田尚造。生年月日、昭和 52 年 8 月 17 日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

同意第 17 号 教育委員会委員の任命についてでございます。

このことにつきましては、期間満了ではございますが引き続き、福本優子（ふくもと ゆうこ）氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字川合 414 番地 3。氏名、福本優子。生年月日、昭和 53 年 10 月 28 日。
経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

次に、本日、追加議案として提出いたしました議案第55号につきましてご説明を致します。
議案第 55 号 財産の取得についてでございます。

このことにつきましては、奈良県域G I G Aスクール構想の実現のための情報端末等を下記のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

取得する財産、奈良県域G I G Aスクール構想の実現のための情報端末等。内訳、N E C
製^クローム^ブック^ク 1,088 台。応用パック（W C）、1,088 式。契約の方法、随意契約。契約金額、5,982 万 8,032 円。契約の相手方、奈良市高天町 10-1、T. Tビル4階、
キシステム株式会社 奈良本社。事業統括取締役、井門英也（いかど ひでや）。

以上、本議会に提出させていただきました案件の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（杵本光清） 理事者より説明のありました、議案及び認定並びに同意のうち、議案第 51 号の 1 議案、同意第 16 号、同意第 17 号の 2 同意、また議員発議第 10 号についてを本日審議いたします。

◎議案第 5 1 号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第 3、議案第 51 号 河合町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この個人番号カードにつきまして、河合町においてどれぐらいの普及というか取得されていて何パーセントぐらいになるのか。それと併せまして、2020年度に

新たにカードを作った人が何人おられて、このカードを河合町ではどのように活用されているのか、こういった事例があるか教えて下さい。

○福祉部次長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中野福祉部次長。

○福祉部次長（中野雅史） 交付率なんですけども、8月23日の資料に基づきまして報告させていただきます。交付率につきましては、18.94パーセント。3,341名の方に公布という状況になっております。2020年度、この4月以降のカードの交付率ということなんですけども、かなり交付率は、2020年今年の5月時点はもってるんですけども、それを見ますと15.79パーセントが今時点で18.94パーセントという事でかなり公布は伸びてる状況になっております。カードの事例という事なんですけども、町独自で事例的にやってるという事はないのかあなと思うんですけども、今後は皆さんご存じのとおり来年の3月からは健康保険証としてマイナンバーカードを利用できるという事であつたりですね、そのカードを利用して自分が検診を受けた情報も得られるとかの状況にもなってきます。健康保険に関しては、そのように答えさせていただきたいと思います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このカードでどのような事が利用できるというか、色々な項目があったかと思うんですけども、確定申告も含めて色々あると思いますが、より有利な活用の仕方、持っていれば便利というか、こういう事に使えますよ、というのが河合町は本当に何もなかったですか、それを使って活用された事例は。

○議長（杵本光清） 活用された事例を聞いておられるんですかね。

理事者いけますか。

○福祉部次長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中野福祉部次長。

○福祉部次長（中野雅史） 町といいますか、マイナンバーカードをお持ちであればですね、やはり税の申告においてもそのカードであれば電子申請できたりとかですね、その辺の活用はあると思うんですけども、他課の部分について各事務ごとにやってる内容は私は把握しておりませんので、申し訳ございません。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 先ほどの条例改正の説明では省令の名称が変わったという事で条例改正をします。その省令に伴う改正だと思うんですけども、運用面では特に変わるような事は無いのでしょうか。

○福祉部次長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中野福祉部次長。

○福祉部次長（中野雅史） 今回の、改正は省令名の引用が変わったという事になりますので、運用面については一切変更ございません。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第51号 河合町手数料条例の一部改正については可決されました。

◎同意第16号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第4 同意第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回の固定資産評価委員会委員さんという事で、今現在河合町の委員

は不動産鑑定士、土地家屋調査士について今回は弁護士さんという事で、固定資産の不服申立てがあった場合、納税者にとっては非常に専門的な観点から判断を受けるので、公平性、透明性が担保される上に税額に対しても納得のいく回答が得られるという事で非常にいいかなと、また一方行政側にとってはこれまで以上に適正な課税が求められる、もういい加減な課税はできない。という事になるかと思えます。それで恐らく、町村レベルでは、これほど河合町ほどの固定資産評価審査委員会のメンバーを揃えてるところは、奈良県内では町村レベルでは無いと思えます。それで、これから先、当然河合町が見習う自治体も増えてくるであろうとそうした時に委員さんの報酬、日当5,000円は安いかなと、やはり自治体が増えてきたら皆、取り合いになるんでね。他の自治体は1万5,000円以上を出しているところがあると思えます。そういうことで、来年度以降、日当の方1万5,000円から2万円の範囲で設定をしていただけますか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 審査委員の報酬の件につきまして、現在の報酬額これを見直しましたのが平成16年に策定した財政健全化計画の議論の際に議論をしているものと記憶しております。この際に常勤の特別職報酬から一般職の管理職手当であるとか、被服費等の多岐にわたる検討をされておりました、非常勤特別職の報酬のうち日額が一律5,000円ということ引き下げられたという経緯がございます。専門的知識をお持ちの方に対する報酬としては安すぎるのではないかというご質問ですけども、他市町村の非常勤特別職の報酬の規定した条例等を参考にしますと、例えば同じ委員会の委員であっても執権を有する者の報酬額、これだけを区別して少し高額にしているような例もございますので、このことから現在の報酬となった経緯を十分に踏まえたうえで人材確保という観点から他市町村の事例も参考のうえ検討はしたいと考えております。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 他の自治体との比較しながら、今、河合町はこれで町村レベルでは先頭を走っているので、絶対取られないようにやはり報酬の方は魅力あるものにするように検討して下さい。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、同意第16号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、同意第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたします。

◎同意第17号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第5 議案第17号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 教育委員の専任方法についてですが、この方に対して反対するのではありませんが、教育委員4名のうち保護者が半数を締めているとお聞きしました。保護者とその他有識者のバランスについてはどのようにお考えですか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 委員の任命するにあたってですが、町長が委員の年齢、性別、職業等に偏りがならないよう配慮をしなければなりません。また、委員のうち保護者であるものに含まれるようにしなければなりません。現在40代が2人、50代に1人、60代1人という形で、学識的な部分でも会社員であったり、保育士であったり、PTAの経験者、又学校の先生という方になっていただいております。以上でございます。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 補足として答えさせていただきます。バランスがとれるようにという事で配慮したという事です。昨年は元中学校の教員をされてた方に入っていただきまして、義務教育関係の見識を発揮していただきたいと願いがありました。引きつづいて今回お願いしました、福本さんにつきましては、保護者という立場があるんですけども、就学前の幼稚園の教育ということにも携わっていただいておりますので、そういう部分でバランスが上手くいけるかなと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。今後さまざまな意見があるという事を理解していただいたうえでバランス良く広い視点で考える事も必要かと思ひましたのでまたよろしくお願ひします。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、同意第17号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願ひます。

よって、同意第17号 教育委員会委員の任命については同意することに決定いたします。

◎議員発議第10号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第6 議員発議第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提案者の常盤繁範議員の説明を求めます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、提案者として議案の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書として、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

内容の方を読み上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月4日。奈良県北葛城郡河合町議会。

以上です。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思います。

議員発議第10号に賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については可決されました。

◎議案第42号から議案第50号、議案第52号から議案第55号の委員会付託

○議長(杵本光清) 日程第7、議案第42号、日程第8、議案第43号、日程第9、議案第44号、日程第10、議案第45号、日程第11、議案第46号、日程第12、議案第47号、日程第13、議案第48号、日程第14、議案第49号、日程第15、議案第50号、日程第16、議案第52号、日程第17、議案第53号、日程第18、議案第54号、日程第19、議案第55号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第42号、議案第49号、議案第55号、を総務常任委員会に付託いたします。

議案第43号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第50号、議案第52号、議案第53号、議案第54号を厚生常任委員会に付託いたします。

議案第44号、議案第45号を経済建設常任委員会に付託いたします。

◎認定第1号から認定第8号の委員会付託

○議長(杵本光清) 日程第20、認定第1号、日程第21、認定第2号、日程第22、認定第3号、

日程第23、認定第4号、日程第24、認定第5号、日程第25、認定第6号、日程第26、認定第7号、日程第27、認定第8号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告いたします。特別委員会を設置いたします。

委員会の名称は決算審査特別委員会といたします。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任についてはどのようにしたらよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

認定第1号から第8号までの審議は、議長を除く全議員で構成される決算審査特別委員会に付託いたします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時59分

○議長(杵本光清) 再開します。

互選の結果を報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長には、坂本博道議員、同副委員長には、大西孝幸議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治